福島県営四ツ倉団地１～４号棟復興公営住宅

液化石油ガス供給事業者募集要項

１　液化石油ガス供給事業者募集の目的

　　現在、整備事業を行っている福島県営四ツ倉団地において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）（ 以下「法」という。） に基づく液化石油ガス供給事業者（以下「事業者」という。）を募集し、安全で安定したガスの供給、及びガス供給に関する入居者サービスの向上を図ることを目的とする。

２　事業対象施設の概要

* 施設名称：福島県営四ツ倉団地
* 施設の場所：いわき市四倉町上仁井田字千歳　地内
* 住宅本体工事期間：１号棟　平成２８年　７月～平成２９年　９月（予定）

　　　　　　　　　２号棟　平成２８年　７月～平成２９年　９月（予定）

　　　　　　　　　３号棟　平成２８年　７月～平成２９年　９月（予定）

　　　　　　　　　４号棟　平成２８年１０月～平成２９年１２月（予定）

* 供給開始：１号棟　平成２９年　９月（予定）

　　　　　　　　　２号棟　平成２９年　９月（予定）

　　　　　　　　　３号棟　平成２９年　９月（予定）

　　　　　　　　　４号棟　平成２９年１２月（予定）

* 供給箇所：ＲＣ造地上５階建て　１５０戸　４棟

　　　　　　　　　　　　 １号棟（３０戸）、２号棟（４０戸）、

３号棟（４０戸）、４号棟（４０戸）

３　事業者が行う業務及び経費等

1. 事業者は県と協議を行い「液化石油ガス供給協定書」を締結し、協定に基づき当

該団地入居者に液化石油ガスを供給する。【別紙案参照】

1. 事業者は団地内の県が指定する位置に液化石油ガスの貯蔵設備、ガスメーター、ガス警報器及びその付属設備（以下「供給設備」という。）を、事業者負担により設置する。【別紙配置図参照】

また、供給開始から設備の維持管理費用は、事業者負担とする。

1. 供給設備設置に必要となる許可申請等に係る経費は、事業者負担とする。

４　申請資格等

1. 法に基づく登録を受けた液化石油ガス販売所を設置している法人その他の団体又は個人（以下「法人等」という。）で、福島県いわき建設事務所管内の集合住宅※１への液化石油ガスの供給販売実績のある者で、かつ同管内に本店、支店又は営業所がある者であること。
2. 次のいずれにも該当しない者であること

ア　会社更生法（平成14年法律第 154号）、民事再生法（平成11年法律第 225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

イ　福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

エ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

オ　暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある法人等

カ　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ｱ) 成年被後見人又は被保佐人

(ｲ) 破産者で復権を得ない者

(ｳ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

※１　本要項における「集合住宅」とは、１棟当たり１５戸以上の住宅とする。

５　募集要項の配布等

（１）募集要項の配布

ア　配布期間

平成２９年２月１５日(水)から平成２９年３月１日(水)までの福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く午前８時３０分から正午まで及び午後1時から午後５時１５分まで。

イ　配布場所

福島県いわき建設事務所建築住宅課（いわき合同庁舎南分庁舎３階）

また、福島県いわき建設事務所のホームページからもダウンロードできます。

（ホームページアドレス：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41380a/）

(２)募集に関する質問

ア　質問期間

平成２９年２月１５日(水)から平成２９年２月２２日(水)午後５時１５分まで。

イ　質問方法

質問事項を記載した質問票【様式１】をファクシミリにより、いわき建設事務所建築住宅課あてに提出してください。

なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ　回答方法

質問期間中に受け付けたものは、平成２９年２月２４日(金)より、ホームページに掲載します。

６　申請の手続

　応募者は、次により申請に必要な書類を提出してください。（別記一覧表参照）

（１）申請書類

ア　福島県営四ツ倉団地1～4号棟復興公営住宅液化石油ガス供給事業者応募申請書

【様式２】

イ　宣誓書【様式２－２】

ウ　液化石油ガス供給料金提案書【様式３】

エ　定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書（法人の場合）

オ　役員名簿（法人の場合）

カ　福島県税について、未納の税額がないことの証明書

キ　法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税について、納税証明書

ク　福島県いわき建設事務所管内の集合住宅への供給販売実績（伝票等の写し）

　　 ケ　申請書類のうち該当のないものについての申立書【様式４】

　　 コ　営業所の証明書（営業所の場合のみ）

（２）提出部数

　正本１部、副本１部（副本は複写可）

（３）提出期間

平成２９年２月１５日(水)から平成２９年３月６日(月)までの県の休日を除く午前８時３０分から正午まで及び午後1時から午後５時１５分まで。

（４）提出方法

いわき建設事務所建築住宅課へ持参し、提出してください。（郵送は不可）

（５）提出書類の著作権、情報公開等

ア　申請者が提出した申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、福島県が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ　申請書類は、福島県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

ウ　提出された申請書類は、当該施設の液化石油ガス供給事業者の選定以外の目的に

は使用しません。

エ　申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

　 オ　選定された法人等については、名称及びガス料金を公表します。

（６）応募の無効

　　　この公告による、応募申請書及び添付資料に虚偽の記載を行った者の応募申請は

無効とします。

（７）留意事項

ア　提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

ただし、福島県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。

イ　提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ　申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届【様式５】を提出してください。

７　事業者の選定

（１）選定方法

申請資格等を満たした者で、棟ごとに最も安価なガス料金を提案した事業者を１者選定し、次に安価なガス料金を提案した事業者を次点として１者選定します。

なお、安価なガス料金を提案した事業者が複数いた場合は、くじにより事業者を選定します。ただし、くじの数の記載がない場合は、電話番号の下三桁をくじの数とします。また、くじの数が同じ場合は、申請者の電話番号の下四桁を若い順に並べて選定します。

（注：複数棟に提案し選定された場合は、簡易ガス事業の認定が必要となる場合

がありますので、３（３）にもとづき対応してください。）

　（２）選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募申請者に書面で通知し、併せて福島県いわき建設事務所のホームページ等で公表します。

８　選定業者の責務等

1. 上記６（１）で提出した申請書に記載された内容の担保

（２）上記（１）が担保されなかった際は、次点の業者を選定する場合がある。

**＜提出先・問い合わせ先＞**

〒970-8026　いわき市平字梅本１５番地　（福島県いわき合同庁舎南分庁舎３階）

福島県いわき建設事務所建築住宅課　佐藤、松崎

　　　　　　ＴＥＬ：0246－24－6110　　ＦＡＸ：0246-24－6155

別記：提出書類一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 書　類　名 | 備　　　　　　　考 |
| ア | 福島県営四ツ倉団地１～４号棟復興公営住宅液化石油ガス供給事業者応募申請書 | ・様式２ |
| イ | 宣誓書 | ・様式２－２ |
| ウ | 液化石油ガス供給料金提案書 | ・様式３ |
| エ | 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書（法人の場合） |  |
| オ | 役員名簿（法人の場合） | ・申請書の提出日現在におけるもの |
| カ | 福島県税について、未納の税額がないことの証明書 | ・福島県地方振興局で発行するもの（発行の日から3カ月以内のもの） |
| キ | 法人税（法人の場合）並びに消費税及び地方消費税についての納税証明書 | ・消費税の納税証明書「その３の２」（個人）「その３の３」（法人）（発行の日から3カ月以内のもの） |
| ク | 福島県いわき建設事務所管内の集合住宅への供給販売実績 | （伝票等の写し） |
| ケ | 提出書類のうち該当のないものについての申立書 | ・様式４  （該当のない書類がある場合のみ提出） |
| コ | 営業所の証明書（営業所の場合のみ） | 営業所所在地のわかる地図、外観写真、建物の所有状況を確認できるもの |